

平成28年6月宮崎県定例県議会

# みやざき創生対策特別委員会会議録

平成28年6月20日

場 所 第3委員会室

平成28年6月20日（月曜日）

午前9時58分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

1. 本県の子育て支援などの少子化対策について
2. 高齢者が住みやすい社会について

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 県内調査（県北地区）について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員（12人）

委員	長	横田照夫
副委員	長	河野哲也
委員		坂口博美
委員		井本英雄
委員		押川修一郎
委員		二見康之
委員		清山知憲
委員		島田俊光
委員		太田清海
委員		岩切達哉
委員		来住一人
委員		西村賢

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長 日隈俊郎

福祉保健部次長（福祉担当） 緒方 俊

こども政策局長 椎 重明

部参事兼福祉保健課長 渡邊浩司

医療薬務課長 田中浩輔

長寿介護課長 木原章浩

医療・介護連携推進室長 横山浩文

健康増進課長 木内哲平

こども政策課長 小堀和幸

事務局職員出席者

政策調査課主査 深江和明

政策調査課副主幹 沖米田哲哉

○横田委員長 皆さん、おはようございます。

ちょっと時間が早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから、みやざき創生対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてでありますけど、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は福祉保健部においていただき、本県の子育て支援などの少子化対策について、高齢者が住みやすい社会について、概要説明をいただき、質疑、意見交換を行います。

その後、調査事項、県内調査等について、御協議いただきたいと思います。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○横田委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、委員会を再開いたします。

福祉保健部においでいただきました。

福祉保健部にお越しいただくのは初めてでありますので、簡単に御挨拶をさせていただきます。

私は、この特別委員会の委員長に選任をされました宮崎市の横田照夫でございます。先日の臨時議会におきまして、私ども12名が当委員会の委員として選任をされ、今年度、調査活動をしていくことになりました。

当委員会の担う課題を解決するために精いっぱい努めてまいりますので、御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員及び執行部の皆様の紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○日隈福祉保健部長 改めまして、おはようございます。

初めに、1点お断り申し上げます。

本日、当部の保健医療担当の日高次長が、事情により欠席しておりますことをあらかじめ御報告させていただきます。

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

福祉保健部長の日隈でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日は、当部の取り組み等につきまして御調査いただき、まことにありがとうございます。

福祉保健部といたしましては、地方創生を進めていく上で必要となります課題の解決や施策の推進に努めてまいりたいと存じますので、委員の皆様様の御指導、御鞭撻を今後ともどうぞよ

ろしくお願い申し上げます。

それでは、御説明申し上げます。座って説明いたします。

みやざき創生対策特別委員会資料の表紙をもらってください。

記載の目次をごらんいただきますと、本日は調査項目といたしまして、Ⅰ、本県の子育て支援などの少子化対策に関しまして、1、2、3とございますが、まず1の少子化の現状、2の「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における少子化対策、3、「みやざき子ども・子育て応援プラン」の3項目を、そして次のⅡですが、高齢者が住みやすい社会に関しまして、これも1、2、3とございます。1、県内の高齢化の推移、2、健康長寿社会づくりの取組について、3、地域包括ケアシステムの課題と取組についての3項目について御説明申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小堀こども政策課長 こども政策課でございます。

本県の子育て支援などの少子化対策につきまして、御説明させていただきます。

特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、1の少子化の現状についてでございます。

(1)の出生数・合計特殊出生率でございますが、本県の出生数は棒グラフの中ほど、平成17年の9,738人を底といたしまして、しばらく1万人前後で推移いたしておりましたが、近年、減少傾向に転じてきておりまして、平成27年には9,226人となっております。

また、本県の合計特殊出生率につきましては、点線の折れ線グラフになりますけれども、こちらも平成17年が底となっております、1.48と

なっております。

なお、5月23日に、国から発表されました平成27年の合計特殊出生率は1.72で、全国では沖縄、島根に次ぐ、第3位となっているところでございますが、人口維持に必要とされる2.07には達していないところでございます。

次に、(2)の将来人口についてでございます。

本県の人口は棒グラフの中央あたりになります。平成7年の117万6,000人をピークといたしまして、「未来みやざき創造プラン」の目標年である平成42年には19万7,000人、16.8%減少し、97万9,000人になると予測されております。

年齢別で見ますと、棒グラフの一番下の少し薄くなっている部分がございますが、15歳未満の子供の数は、昭和55年以降減少してきておりまして、平成7年の21万1,000人から、平成42年には9万8,000人少ない11万3,000人にまで減少すると予測されております。

また、棒グラフの中ほどの区分、15歳から64歳までの、いわゆる生産年齢人口も、平成7年の76万1,000人から24万3,000人少ない51万8,000人にまで減少すると予測されております。

一方で、グラフの上の区分、65歳以上の高齢者人口についてでございますが、こちらのほうは増加を続けておりまして、平成37年にピークを迎えました後に、ほかの世代同様に減少に転じますものの、平成7年の20万4,000人が、平成42年には14万4,000人多い34万8,000人にまで増加すると予測されております。

2ページをごらんください。

(3)の未婚化の状況についてでございます。

こちらの2つの表につきましては、いずれも昭和60年以降の本県の未婚率の推移をお示しましたもので、左側が男性の未婚率、右側が女性の未婚率のグラフとなっております。

表にございますとおり、本県の未婚率は上昇傾向にございまして、年齢別に見ますと、表の一番上の四角の折れ線グラフの線でございますが、25歳から29歳の層につきましては、平成17年から22年にかけては、男性・女性ともわずかにマイナスになっておりまして、真ん中の30歳から34歳までの三角の点線の層につきましては、平成17年から22年にかけては、男性がほぼ横ばいに、女性はプラスになっているものの、上昇のほうは落ち着いてきております。

ただ、表の一番下、バツの二重線のグラフでございますが、35歳から39歳の層、こちらのほうにつきましては、依然として右肩上がりに上昇を続けている状況にございます。

次に、(4)の晩婚化の状況でございます。

本県の平均初婚年齢は、表にございますとおり、平成26年で男性が30.1歳、女性が28.7歳となっております。全国と同様、上昇を続けております。

グラフの一番左、昭和60年と比較いたしますと、男性が27.7歳から2.4歳、女性が25.6歳から3.1歳、それぞれ上昇いたしてございまして、特に女性の晩婚化が進んでいる状況にございます。

表には、全国の状況も記載してございますが、こちらでは全国が31.1歳、女性は29.4歳、男女のいずれとも、本県のほうが低くなっていることがごらんいただけると思います。

3ページをお開きください。

前回の委員会で総合政策部のほうから御説明差し上げました内容とも関連いたしますが、2の「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきます少子化対策の位置づけについて御説明申し上げます。

総合戦略の4つの目標でございます。しごとを「興す」、人を「育てる」、まちを「磨く」、

資源を「呼び込む」のうち、人を「育てる」の中に、子育て支援などの少子化対策が位置づけられておりまして、具体的な施策として、四角囲みの下になりますが、ライフステージに応じた多様な支援の充実・強化などおいたしまして、少子化対策のうち、子育て支援等に関するものが上げられているところでございます。

戦略のほうでは、資料のほうにはございませんけれども、本県の目指すべき姿でございます4つの願い、その2つ目といたしまして、宮崎で子供を生み育てたいという願いがございますので、その実現に向けまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、下のほう、3でございますが、「みやざき子ども・子育て応援プラン」について御説明させていただきます。

(1)の目的でございますけれども、急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑みまして、児童福祉法、そのほか子どもに関する法律によります施策とともに、子どもや子育て家庭に必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資するとなっております。

(2)の計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間となっております。

(3)の基本理念でございますが、「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくりという理念といたしまして、この理念に基づきまして下のほうにございますが、(4)の基本目標です。地域全体で子育てを支える社会づくり、ライフステージに応じた希望が叶う社会づくり、子どもの育ちを支える社会づくり、そして仕事と生活が調和する社会づくりの4つを定めております。

続きまして、右側、4ページをごらんください。

「みやざき子ども・子育て応援プラン」の施策の具体的内容につきまして、樹形図でお示しております。

「みやざき子ども・子育て応援プラン」におきましては、図の一番左に掲げております基本理念のもとに、4つの基本目標が定められておりますが、それぞれの基本目標ごとに(1)地域の「子育て力」の強化、(2)子育て支援事業の拡充から一番下の(13)子育ての喜びを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進まで、13の施策の方向と、それぞれの施策の方向の下に一番上の(1)でいきますと、①県民全体で子どもと子育てを応援する機運の醸成、②地域の絆づくりの推進といったような形で、それぞれに施策の具体的内容を定めております。

施策の内容につきましては、子育て支援はもとより、子供の安全、医療、働き方に至るまで、県の各部局にまたがったものとなっております。

このため、子育て支援に関する施策につきましては、知事を本部長とし、各部局長を本部員とする宮崎県子育て応援本部におきまして、総合的な推進が図られているところでございます。

また、各市町村との関係につきましては、県こども政策課長、こども家庭課長と各市町村の子ども政策所管課長からなります宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議を組織いたしまして、子供・子育ての政策についての協議、意見交換を行っているところでございます。

これに加えまして、学識経験者や教育、保育関係者、保護者の代表等によります宮崎県子ども・子育て支援会議におきまして、本プランについての御審議をいただきまして、県、市町村、関係団体等が一体となりまして、計画の推進に

取り組んでいるところでございます。

5ページをお開きください。

（6）は、平成23年度から、本県が展開いたしております「未来みやざき子育て県民運動」につきまして、記載いたしております。

「未来みやざき子育て県民運動」は、安心して子供を産むことができ、子育てを楽しいと感じられるみやざきづくりを目指しまして、県民全体で子供と子育て家庭を応援する県民運動でございます。

大きく2つの側面から展開いたしておりますが、まず上のほう、括弧でくくってございますけれども、1つ目が、ライフステージに沿った切れ目ない支援ということで取り組んでおります。

出会い・結婚、妊娠・出産、子育てという、それぞれのライフステージに沿いました切れ目ない支援を実施いたしますとともに、それぞれの段階を支援する皆様と連携を深めることにより、安心して子育てができる環境づくりの実現に努めているところでございます。

もう一つが、下のほうの括弧の中になりますが、それぞれの場面における子育て支援でございます。こちらのほうは、家庭、地域、職場といった場面に着目いたしまして、それぞれの場面ごとに即した子育て支援に取り組んでいるところでございます。

6ページをごらんください。

ここからは当課のほうで実施いたしております代表的な事業の内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、①の未来みやざき子育て県民運動推進強化事業でございますが、この事業は、今、御説明申し上げました「未来みやざき子育て県民運動」をさらに推進していくために、県民の皆

さんに対しまして、子育てへの理解の促進、意識啓発を図りますとともに、各地域・分野における子育て等に対する支援を促進することによりまして、家庭、地域、職場における多面的な子育て支援の仕組みを図るものでございます。

具体的な取り組みといたしまして、ここに例を挙げておりますが、一つが、「子育てを考える県民シンポジウム」開催事業、そして、もう一つが、子育て応援カード利用促進事業でございます。

まず、上のほうの「子育てを考える県民シンポジウム」開催事業は、県民の方々が子育てを考える機会を設けまして、結婚、妊娠・出産を含めた子育て全般に対する理解の促進、そして意識啓発のほうを図っていかうとするものでございます。

ここに、資料のほうに掲載してございます写真は、昨年7月にメディキット県民文化センターで開催いたしました際の様子でございます。

次に、子育て応援カード利用促進事業についてでございますが、妊娠中、それから子育て家庭への支援を目的といたしまして、子育て家庭へのサービスを提供する「子育て応援カード協賛店」の募集、そして啓発を図っておるところでございます。

資料のほうに、みやざき犬が載った子育て応援カードが掲載されておりますけれども、さらにこのカードの拡充を図りまして、28年4月から、上のほうのカードの下に片仮名の「コ」の字が見えると思えますけれども、これは子育ての「コ」のマークでございまして、全国展開を図っていく際に、他県でもサービスを受けられるためのマークというような形でこのようになっております。

今年度から、全国41道府県でサービスを受け

ることができるように拡大されたところでございます。来年4月には、47都道府県全てが対象となる予定となっております。

続きまして、下のほう②でございますが、みやざき結婚サポート事業についてでございます。

少子化の大きな要因でございます未婚化・晩婚化の進行を踏まえまして、みやざき結婚サポートセンターにおきまして、結婚を希望する男女に対して個別の出会いをサポートすることにより、結婚支援の推進を図るものでございます。

下のほうにフロー図がございますけれども、これは具体的なセンターの仕組みについて記載したものでございます。

まず、1にございますように、結婚を希望する方がセンターのほうに申込書等を持参されまして、システムにプロフィールを登録していただけます。

そして、2にございますように、登録されたお相手のプロフィールを見ていただきまして、その上でお引き合わせを申し込まれ、お相手の方が承認されました場合に、3にございますように縁結びサポーターの同席というような形でお二人をお引き合わせし、交際が確認できましたら、5にございますように交際がスタートするといった流れになっております。

この結婚サポートセンターは、宮崎市、都城市、延岡市の県内3カ所に設置いたしてございまして、さらに今年度は登録の一層の促進及び登録者の利便性を図ることを目的といたしまして、県内各地で出張窓口の開設を予定しているところでございます。

7ページをお開きください。

③は、平成28年度当初予算におきまして、新規事業として、議会のほうでお認めいただいた保育士支援センター設置運営事業についてでござ

います。

こちらのほうは、保育士資格を有しながら、保育士として就業していない潜在保育士の方々の就職支援、それから研修等を行います保育士支援センターを設置して、保育士の安定的な確保及び潜在保育士の円滑な就職支援を図ろうとする事業でございます。

(ア)の保育士支援センターの設置・運営につきましては、潜在保育士や保育所等勤務保育士に対する相談支援や研修を行いますとともに、潜在保育士への求人情報の提供等を実施することとしております。

次に、(イ)の保育士再就職支援コーディネーターの配置につきましては、専任のコーディネーターをセンターに配置いたしまして、県内の保育所等に関します採用募集の把握や求職者のニーズに合いました就職先の提案等を実施することとしております。

また、(ウ)の人材バンク機能を活用した潜在保育士の把握と継続的な支援につきましては、保育士の方々が離職する際に届け出ていただいた氏名、住所、そういった情報を管理していきますことによりまして、潜在保育士の方々がまた再就職を御希望されるか、そういった現況確認等を行っていくものでございます。

8ページをごらんください。

こちらは、今議会で補正予算をお願いいたしております保育士修学資金貸付等事業でございます。

この事業は、子ども・子育て支援制度の施行に伴いまして、幼児教育、保育や地域の子育て支援の量的な拡大と質の改善が求められておりますことから、保育人材のニーズが高まってきており、保育士養成施設に通う学生に対します修学資金、離職した潜在保育士への再就職準備

金の貸し付け等を行いますことで、保育人材の確保を図ろうとするものでございます。

まず、事業の全体についてでございますが、一番下の参考欄をごらんいただけますでしょうか。

3年間で事業費5億9,519万6,000円を予定しております。左から2つ目の線の中ほどに、点線で囲んでおります部分がございますが、国費5億3,567万6,000円につきましては、ことしの2月定例会で予算のほうを認めていただいております。今年度、一括しまして実施主体のほうへ補助することとなっております。

今回、お願いしております補正予算は、3年分の県費5,952万円のうち、28年度の所要分1,100万円余りでございます。

具体的な事業の内容でございますが、上のほうにお戻りいただきまして（ア）でございます。保育士修学資金貸付でございますが、保育士養成施設に通う学生に対しまして、学費、入学準備金及び就職準備金の貸し付けを行うものでございます。

貸付額は、学費が月5万円以内、入学・就職準備金がそれぞれ20万円以内となっております。卒業後1年以内に保育士登録を行っていただき、県内の保育所等におきまして、5年間、保育士として勤務いただくことにより、返還が免除されることとなります。

次に、（イ）の保育補助者雇上支援でございますが、保育士の雇用環境改善に取り組もうとする事業者に対しまして、保育士資格を持たない保育補助者の雇用に要する費用の貸し付けを行うものでございます。

貸付額は年額295万3,000円以内となっております。採用された保育補助者の方が、3年以内に保育士資格を取得することで返還が免除と

なります。

次に、（ウ）の未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援でございますが、未就学児をもつ潜在保育士の方が、保育所等に就職する際の保育料の貸し付けを行うものでございまして、貸付額は月2万7,000円以内となっております。

最後に、（エ）の潜在保育士の再就職支援でございますが、潜在保育士の方々が保育士として再就職されようとする場合の就職準備金の貸し付けを行うものでございまして、貸付額は20万円以内となっております。

（ウ）、（エ）につきましても、それぞれ再就職後、2年以上、保育士として勤務いただくことにより、返還が免除されることとなります。

こども政策課の説明につきましては以上でございます。

**○木原長寿介護課長** 続きまして、Ⅱ、高齢者が住みやすい社会について、最初に長寿介護課から御説明いたします。

特別委員会資料の9ページをお開きください。

まず、1、県内の高齢化の推移の（1）高齢者人口の推移についてであります。

このグラフは、本県の総人口及び65歳以上の高齢者人口について、昭和40年から平成47年までの推移を示したものであります。

なお、平成27年までが実績値、32年以降は推計値となっております。

棒グラフの白い部分が、高齢者人口を示しております。平成27年の総人口111万人のうち、高齢者人口は32万4,000人となっております。総人口は将来に向けて減少する一方で、高齢者人口は平成37年まで増加し、その後、減少すると見込まれます。

次に、10ページをごらんください。

（2）高齢化率の推移についてであります。



最初に、棒グラフは、本県の前期高齢者及び後期高齢者の各人口を、左のページのグラフと同一期間において、実績値と推計値の推移をお示ししたものであります。

次に、三角の折れ線グラフは、高齢化率をあらわしており、平成27年の高齢者の割合は29.4%であります。

また、その下の四角の折れ線グラフは、後期高齢化率をあらわしており、平成27年の75歳以上の後期高齢者の割合は15.4%であります。

高齢者人口は平成37年まで増加し、その後、減少すると見込まれますが、総人口は今後も減少する一方ですので、総体的に高齢化率及び後期高齢化率ともに将来に向けて上昇すると見込まれます。

次に、(3) 医療・福祉分野の就業者数の推移についてであります。

このグラフは、県内の医療・福祉分野における5年ごとの就業者数の推移を示したものであります。

平成24年の総就業者数55万4,000人のうち、医療・福祉分野への就業者数は8万人となっております。

就業人口は減少いたしておりますが、斜線であらわしております医療・福祉分野の就業者数及び三角の折れ線グラフでお示ししております医療・福祉分野への就業割合は、ともに増加いたしております。

次に、11ページをお開きください。

参考といたしまして、市町村別高齢者の将来推計人口を掲載しております。

この表は、9ページの(1)のグラフ及び前ページの(2)のグラフの内容を市町村別にまとめたものであります。平成27年が実績値、それ以降は推計値であります。

なお、表の上段に75歳以上人口の欄が設けてありますが、これは65歳以上人口の内数となっております。

表の一番下の県計の欄をごらんください。

県全体では、高齢者人口は平成37年をピークに、その後は減少する見込みであります。市町村別に見ますと、串間市やえびの市など、平成27年以降減少していくところや、宮崎市など、将来に向けて増加し続けるところもあるなど、違いが見られます。

なお、平成37年には、26市町村全てで、高齢化率が30%を超えると見込まれております。

私からの説明は以上でございます。

**○木内健康増進課長** 続きまして、健康長寿社会づくりの取組につきまして御説明します。

資料の13ページをお開きください。

まず、1の背景でございますけれども、(1)の①に平均寿命と健康寿命の表を示しております。

平均寿命につきましては、戦後ずっと、その前からもですけれども、一貫して延びておりました。日本が世界で一番の平均寿命ということになっております。

この平均寿命が延びていることは、よいことというふうに言われておりますけれども、その中でも要介護等となる期間が長くなりますと、生活の質という観点からは望ましくないことから、近年、この健康にかかわる指標としまして、平均寿命に加えて健康寿命というものが注目されております。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間というふうに定義をされておまして、介護が必要な状況であるとか、そういった期間を除いて、健康に暮らすことのできる期間を健康寿命と呼んでおり

ます。

都道府県別に算出された健康寿命というものが、平成22年から初めて公表をされまして、直近値は、平成25年となっておりますけれども、この表の右側でございます。宮崎県は男性が71.75歳で全国8位、女性が75.37歳で全国4位となっております、全国の中でも比較的高い水準となっております。

また、その表の下に注をつけておりますけれども、前回調査、平成22年の段階では、男性11位、女性8位という結果でございましたので、順位が少し上がったという結果となっております。

また、表の左側に平均寿命を記載しておりますけれども、都道府県ごとの値というものが5年ごとに公表されておまして、表では直近の平成22年の数値を記載しております。こちらは御参考としてごらんください。

この平均寿命と健康寿命の差が、ちょっと年がずれておりますけれども、日常生活に制限のある期間ということになります。これが生活の質の低下につながるということで、この健康寿命を延ばすということが重要であると考えております。

このことが御本人の生活の質の向上のみならず、周囲の方の介護負担の低下、ひいては社会保障費の伸びの抑制といったことにもつながると考えているところです。

次に、②生活習慣病の増加ということで、介護が必要となる主な原因、これは全国の調査結果でありますけれども順位を上げております。

1位が脳卒中を初めとする脳血管疾患、2位が認知症、3位が高齢による衰弱となっております、この健康寿命の延伸、延ばすということに当たりまして、高齢になってからのみならず、

若いころから健康づくりに関心を持ち、この予防に取り組むということが重要であるということになります。

(2)です。こうした状況を踏まえまして、県の総合計画、未来みやざき創造プランにおきまして、福祉と保健、医療と介護など、各分野間の連携による支援体制の充実、そしてライフステージに合わせた心身の健康づくりによる疾病・介護予防の促進と健康寿命の延伸といった内容を戦略内容として位置づけまして、またあわせて、健康寿命を男女とも日本一を目指すということを戦略目標として掲げたところであります。

推進体制について、右側のページをごらんください。

健康寿命を延ばす、健康長寿社会をつくるんだということを目指しているわけですが、実際にその取り組みに当たりましては、最終的に県民一人一人の取り組みといったものが大事になるということでありまして、健康長寿社会の実現のため、県のみならず市町村や団体、企業等のさまざまな主体と連携を図り、推進するというところで、14ページの真ん中のところに丸い円を2つ記載しております。左側でございますのが、宮崎県健康長寿社会づくり推進会議ということで、知事を会長としまして市町村、市長会、町村会あるいは関係団体で構成しました会議を昨年8月に設置をいたしまして、今年度も開催をする予定としております。

関係団体としましては、医療関係のみならず、健康・食関係、福祉関係、教育関係、事業者、企業関係、報道、保険者等さまざまな団体に御参加いただいております。

推進会議におきましては、健康長寿社会づくりの方向性の確認、またその会議の趣旨の確認

を行いまして、また今後、この趣旨に賛同いただける賛同団体といったものを募りまして、連携を図って推進していくこととしております。

また、その右側にあります、こちらは県庁内の全庁的な体制としまして、宮崎県健康長寿社会づくり推進本部会議、これは知事を本部長、各部局長を本部員とする会議を設置しております。

これらの県内各団体、県庁内の本部会議等を通じまして、各団体内での健康長寿社会づくりの実践、参加団体への実践の働きかけ等を行いまして、県民の参加を推進する、ひいてはこの健康長寿社会づくりというものを推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○横山医療・介護連携推進室長** 医療・介護連携推進室でございます。

最後に、資料15ページ、地域包括ケアシステムの課題と取組について説明させていただきます。

まず、1の地域包括ケアシステムの基本的な考え方でございますけれども、団塊の世代の全ての方が75歳以上になります2025年に向けまして、高齢者が、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるように、介護予防、日常生活の支援、住まい、医療サービス、介護サービスが一体的に提供される仕組みを、それぞれの地域ごとに構築していくというものでございます。

ここで、17ページをごらんください。

下のポンチ絵が目指すべき地域包括ケアシステムのイメージでございます。

まず、中央に自宅や老人ホームといった住まいがございまして、この住まいで高齢者がいつ

までも元気に暮らしていけるようにすることが、目指す姿でございます。

そのためには、まず左上のほうですが、病気になったときには、急性期等での入院医療から日常のかかりつけ医への通院とか、訪問診療等の在宅医療など、医療サービスが適時適切に提供されること。

また、右上でございますけれども、介護が必要になったときには、在宅のままで訪問介護やデイサービス、ショートステイなどの適切なサービスが受けられること。

そして、介護の必要度が高まったときには、特別養護老人ホームですとか、老健施設等での受け入れがスムーズに行われることが必要になります。

それにあわせまして、要介護状態にならないようにするために、あるいは要介護状態がさらに悪くならないようにするために、専門職によりますリハビリなどの介護予防サービスも必要になってまいります。

そして、これらの医療・介護のサービスが切れ目なく提供されるためには、医療関係者と介護関係者のスムーズな連携が重要になってまいります。

また、社会保障費が増大していく中で、特に重要となります部分が、下のほうの高齢者がいつまでも元気に暮らすための生活支援ですとか、日常的な介護予防でございます。

これは、必ずしも医療や介護の専門職でなくてもできること、例えば買い物の手伝いでございますとか、庭の草刈り、あるいは介護予防のための体操教室の開催などを、地域の老人クラブですとか自治会、ボランティア、NPO、民間企業の方々などに新たな主体となっていただくというものでございまして、一定の報酬を支

払う形もあれば、無償でお願いする形もあるというものでございます。

そして、左側にあります地域包括支援センターやケアマネジャーが全体的な相談窓口ですとか、医療・介護サービスのコーディネート役を担うとともに、課題の抽出や対応策の検討の中心となりまして、市町村や県に提言を行う役割も担うということになります。

次のページをごらんください。

地域包括ケアシステムの構築を推進するための事業でございます。

平成26年度に介護保険法が改正されまして、市町村が介護保険事業の中で実施します地域支援事業につきまして、地域包括ケアシステムの構築に向けた充実・強化が行われております。

その右側が改正後になっておりますけれども、この3段目の新しい介護予防・日常生活支援総合事業とその下の包括的支援事業が大きく改正をされてございまして、地域包括ケアシステムの構築を進めるために、介護予防、生活支援あるいは在宅医療と介護の連携、認知症施策などの取り組みを充実させていくということになっております。

申しわけありません、15ページにお戻りください。

この2番目の市町村の取り組みのところは、ただいま説明しました改正後の地域支援事業の具体的な内容でございます。

この地域包括ケアシステムの構築というのは、介護保険事業の実施主体でございます市町村を中心に進めていくこととなりますけれども、全ての市町村は、平成27年度から29年度までの間に、以下の5つの取り組みを開始することとされてございます。

まず1点目は、介護予防の効果的な取組の推

進でございまして、市町村が音頭をとって実施する体操教室といったものだけではなくて、地域の通いの場として、住民同士が声をかけ合っ行うような継続性を持った介護予防の取り組みを進めていくこととされてございまして、ここでは理学療法士等の専門職を活用しまして、高齢者の自立支援を強化していくということも求められております。

2点目が、生活支援サービスの充実・強化でございまして、従来のような介護事業者によりますホームヘルプサービスだけではなく、NPOやボランティア、民間企業、そして元気な高齢者の方々も含めた多様な主体が、高齢者の日常生活を支援する体制づくりを進めるものでございます。

次に、3点目が、地域ケア会議の推進でございまして、ケアマネジャーですとか、行政、医療、介護の関係者が参加します地域ケア会議につきまして、例えば要支援や要介護の状態になった方に対して、集中的なりハビリを行いまして、再び自立した日常生活に戻れるようにするといった視点でのケアプラン作成のアドバイスを行うといったことなど、ケアマネジメント支援を充実させていくというものでございます。

4点目が、在宅医療・介護連携の推進でございまして、地域の資源を活用しながら、医療従事者と介護従事者の顔の見える関係づくりですとか、スキルアップなど、医療と介護をつなげていくための8つの具体的な取り組みが示されておりまして、それらを全て実施していくこととされております。

5点目が、認知症施策の推進でございまして。

認知症の人を早期に発見し、適切な医療・介護サービスにつなげていくために、医師や保健師などをメンバーとします認知症初期集中支援

チームの設置でございますとか、地域の相談役、調整役となります地域支援推進員の配置などを行うこととされております。

次の16ページをごらんください。

3の課題と対応でございます。

地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取り組みは、まだ緒についたばかりでございますので、県といたしましては、以下のような取り組みを行うことで、できるだけ早期にシステム構築が図られるよう、県内市町村に対する支援を行っているところでございます。

まず、(1)の地域医療介護総合確保基金でございますが、平成26年度に地域医療体制と包括ケアシステムの構築を進めるために、全ての都道府県に設置されたものでございまして、この基金を活用しながら、医療・介護の充実や人材確保などに資する事業を実施しているところでございます。

表に記載しておりますとおり、今年度は右側になりますが、6月補正分を含めまして、医療分として14億1,000万円、介護分として7億6,000万円の予算を計上させていただいております、表の下のほうに記載をしております事業を初めとしまして、介護施設の整備や人材確保、介護予防、在宅医療の充実、認知症対策など、さまざまな事業を実施していくこととしております。

次に、(2)の国のモデル事業の積極的な活用でございますが、地域での住民主体の体操教室開催や医療介護連携推進のための退院調整ルールづくりのモデル事業に取り組んでおりまして、今後、その成果を県全域に広げていきたいと考えております。

最後に、(3)の市町村・地域包括支援センター職員向けの研修会でございますが、市町村や地域包括支援センターの職員は、日常業務に追

われる中で、地域包括ケアシステムの構築に具体的にどう取り組んでいくのか、苦慮している状況でございます。

このため、県では、昨年度から定期的に医療介護連携ですとか、認知症などをテーマにした研修会を開催していきまして、他県の先進自治体から講師を招いた講演会ですとか、グループワークなどを行っております、他県の先進地の視察も行っているところでございます。

説明は以上でございますけれども、最後の19ページに、参考としまして、地域医療介護総合確保基金のスキームをつけてございます。後ほど、ごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○横田委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いします。

○岩切委員 課題がたくさんありますので、なかなか議論は大変なんです、高齢者が住みやすい社会についてということで、10ページのほうに医療・福祉分野の就業者数の推移という表がございます。

その直前の高齢者人口の推移表によると、2025年で高齢者ではない人口が67万3,000人ということで、現状が77万9,000人ですから10万人ほど減少するという事だろうと思います。

そういった中で、ここで医療・福祉分野における就業者は右肩上がりということでございますので、働ける世代が減少していくけれども、医療・介護の人手は大きくなる。

そうなりますと、ますます医療・介護、そういった分野で働く人の割合は高まっていくだろうというふうに思うんですが、今の段階で何割ぐらい、10年後、医療・介護分野において、人

を確保しなくちゃいけないという思いなのか、そういったところがおわりであれば、お聞かせいただきたいんですけども。

**○木原長寿介護課長** 委員の御質問でございますけれども、今のところ、市町村が出してきております介護サービス、これが2025年の量、いろんなサービスの種類がございますけれども、そのサービスの量にどれぐらいの人がかかるかというのを厚生省のほうで出している数字で割り戻した場合に、大体、私どもの県では4,300人ほど、新たに追加をしていかななくちゃいけないかなと考えております。

ただし、この4,300人という数字ですけれども、実はこのグラフにありますとおり、介護職員は徐々にふえておりますので、当然、今後も自然にふえていくか、自然にふえていかないかは別なんですけど、いろいろ経営者の方たちが努力していったら、当然、例えば平成24年の従事者が今後退職される方もいらっしゃる、離職される方もいる、あるいは新たに入ってきたり、再就職されてくる方もいる。

そういう方たちを当然増ということで見込みまして、実はこの数字にさらに2,000から3,000の数字を上積みしたのが当然増でくると、そして最初に冒頭で申しました4,000というのは、当然増だけではなくて、意識してやはりそれぐらいの数字を持ってこない、介護のサービスを賄えないんじゃないかと、そういうことで大体推計しますと、6,000から7,000人ぐらいの数字は必要んじゃないのかなと、そういうように思っております。

以上でございます。

**○岩切委員** 整理しますと、今、24年の数字で、8万人に対して、目標として毎年6,000人から7,000人確保し続けるという意味合いでよろし

いですか。

**○木原長寿介護課長** 済みません。私の説明がちょっと説明不足で、まずこの8万人につきましては、医療・福祉分野ということでございまして、医療の分、それから福祉の分が入っております。

介護に関する分、要するに介護保険に関する分でございますと、今、3万1,000人ほどが従事いたしております。

さらに、その中で1万7,000人の介護職員、直接処遇職員と言われる方がいらっしゃいます。その1万7,000人の方が、今、経営者の方たちが努力をしていけば、平成37年には、2,000か3,000ぐらいは間違いなく達成できるんじゃないかなと、しかし、それであったとしてもさらに4,300人ほどは市町村が出してきております、この時点でのサービス量と比較いたしますと足りないんじゃないかということで、6,000から7,000、その数字を目指していかななくちゃいけないと。

9年でございまして、大体、介護職員だけ見ますと1年間に800人ぐらいずつは、やはり増加させていかないと厳しいかなと、そういうふうに考えております。

**○岩切委員** 介護の分野で、1年に800人ぐらいずつを確保していきたい。医療分野ということとか、あと、かかわって保育の分野も、今、人手を確保するという施策が書かれておりまして、要は医療、福祉、介護の分野に、これからたくさんの人を毎年毎年入ってきてもらわないと、自然減の分もあるしと、こういうことでしたけれども、そのあたりのトータル的な設計というか、高齢者人口のピークということで、2025年問題とか言いますけれども、その保健福祉、医療、介護、そういったトータル的な人が人にサービスする分野に、今、平成24年で8万人なん

ですけれども、2025年には例えば宮崎県において10万人が必要だとか、13万人が必要だとかいうようなものが推計されているかどうかは、どなたかわかりますか。

○日隈福祉保健部長 ちょっと済みません、説明させていただきます。

この資料は、思い切ってちょっと出してみました。

なぜ出したかという、今、合計特殊出生率とか一番最初ありました。子供を何とか産んでほしい、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、少子化対策的にはやはり若い女性の雇用の場、こういうものを確保していかなくちゃいけないというのが一つあります。

それと、高齢化の中で、と言いましても、今、岩切委員がおっしゃったように、保育士とかそういうものも含めて、データで見る限りは、医療・福祉関係の従業者数というのがかなりふえてきているというのを御認識いただきたい。

狙いとして、私が女性とちょっと極端に申し上げたかもしれませんが、そういったものが、本県でもこれだけ伸びてきているんだよというのを御認識いただきたいということで、資料提供をさせていただきました。

逆に言うと、医療・福祉以外の従業者数は、この10年間で何と5万人も宮崎県は落ちています。フードビジネス、6次化、一生懸命やっているんですけども、実際は労働者数、従業者数というのは、右肩下がりで実は下がってきている中で、この宮崎で何とか若年労働者を雇用していこうと思うならば、産業分野のフード、6次化、そういった分野は、どちらかということと男性雇用型のほうが若干多いのかなということと考えると、女性を確保するのは、この医療・福祉関係というのは、非常に重要であるという

ことをちょっと示したくて、データとしてはちょっと粗いんですけど、思い切って出させていただきました。

今後とも、今、議論にありますように、右肩上がりでは上がっていくのかなというふうには感じてますし、またそれを確保していかないと、特に保育士とかそういった面は少子化対策にもつながることですし、また高齢化がこれだけ進んでいけば、やはりそこにサービスを提供していかないと、この高齢化の中で健康年齢も上げていきますよと言っているんですが、一定の介護の支援の必要な高齢者もたくさんおりますので、その対応のためにも、その確保ということも考えていながら、雇用にもつなげていければというような意味合いで、資料として出させていただきます。

○岩切委員 1年間に1万人を切る出生で、確かに介護、医療、保育の分野、女性が占める割合が高いもんですから、9,000人弱の1学年の女児というと4,500人ぐらいを推計するんですけども、その中で例えば1,500人、2,000人は、医療、介護、福祉分野に就労していただかないと、目標が達成できないかなというような、もし推計があるとすれば、1クラスに40人いて半分の20人が女児で、女児ばかりではないとは思いますが、20人中10人ぐらいが医療・福祉分野にというようなことになると、余りにも厳しい数字になるかなと、そうした場合に医療、介護、福祉、保育の分野に、男性もうまくリンクという施策も必要かなと、そういったことで部長おっしゃったように、これからある意味、就労の現場として大事な場所だし、そのことが充実すれば子供もふえるかもしれないし、健康寿命も延びるかもしれないという中で、そういう就労する人の数の目標に対して、どうやって確保して

いくつか、女性の分野なんだけれども女性だけでは当然足りない、そういったところのマッチングも含めて見通しを立てないといけないかなというふうに感じているもんですから、目標の就労者人口、男女の比だとか、そういったところが見えれば、そこに向けての従業者確保というものを知っておきたいなというふうに思ったものですから、御質問いたしました。

まだまだ推計の段階だとは思いますが、議論ができればありがたいです。

以上です。

○横田委員長 いいですか。

どなたか関連はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、その他で質疑がありましたらどうぞ。

○清山委員 13ページで、ちょっと純粹に質問ですけれども、不勉強なんです、健康寿命の具体的な定義を詳しく教えていただければ、逆に言うと、どういう状況になったら不健康と定義されるのか、ちょっと不勉強なもので教えてください。

○木内健康増進課長 健康寿命、先ほども御説明をしたとおり、健康上の理由で日常生活に制限のない期間というふうに、一般的には定義されています。

じゃあ、それをどうやってはかるのかというところは、さまざまなやり方が提案をされています。

国が公表しまして、今ここにも示しております健康寿命というものは、アンケート調査、国民生活基礎調査におきまして、御本人に質問をいたしまして、「あなたは、現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」という質問に対する回答を年齢別に集計をしまして、算

出をしているというものになります。

○清山委員 何か意外に曖昧な定義なんだなと思いましたけれども、仮に、糖尿病の患者さんがいて、日常生活、普通に生活しているけれども、食事制限なので甘いものが食べれないとか、そういうことで、健康上の理由で生活に影響を受けていると認識されれば、その方は不健康と、健康寿命はもう迎えてしまったということになるんでしょうか、例えばの話で。

○木内健康増進課長 御指摘のとおりでありまして、主観的な健康というものを聞いておりますので、客観的に見て、それが一律かどうかというのは、そうではないだろうというふうに言われておるところです。

○清山委員 ありがとうございます。勉強になりました。

あと、もう一ついいですか。

○横田委員長 はい、どうぞ。

○清山委員 この3ページと4ページの少子化対策の施策で、これも純粹に聞きたいんですけども、出生率を上げる、もしくは未婚率を下げるということが証明されているような施策というのは、国内的にも世界的にもあるのか、お伺いしたいんですけども。

確か、OECDのデータとか、そういう報告書とか、少し見たことがあるんですけども、あんまりなければいけないでも構わないんですが、具体的に出生率を上げる、もしくは未婚率を下げるということが、証明されたような施策ってあるんですか。

○小堀こども政策課長 今、委員がおっしゃられたような国内でのデータにつきましては、ちょっとはっきりしたものについて記憶にございませんが、ただ、今おっしゃった国際的な部分で言いますと、フランスですとかスウェーデ



ン、こちらのほうが、一旦、合計特殊出生率が1.5、1.6近くまで下がっております。そういう中で、現在は1.8から約2に近い1.99ぐらいまで上がってきております。

こちらのほうの施策と申しますのは、やはり経済的な負担を減らすための手当で、そういったもの、あと子育て支援関係で充実しております、そうした結果、そのような形で上昇を示しているという例が先進国でもございます。

我が国といたしましても、そのあたりを踏まえまして、これから国のほうでも十分研究を進めた上で取り組んでいきたいと、そういったような動きはあるように伺っております。

○横田委員長 よろしいですか。

ほかないですか。

○来住委員 子ども・子育ての関係なんですけれども、出生率を上げるとか、それから未婚率の上昇を抑えるとか、そういう子ども対策というのは、1つの自治体だとか、そこだけで物事が解決できない、いわゆる政府、非常に全国的な課題だということはもちろんわかるんですけど、それでちょっとこれ読ませていただいて、出生率がずっと低下し続けてきている、それから未婚率がずっと上昇するとか、さらには晩婚化が上昇している、そこからいきなり今度は次が施策になっているんです。これでいくと、次はもう、どういう施策を行うかという、まち・ひと・しごと創生総合戦略における少子化対策と、こうなってるんですけれども、例えば、出生率が下がったのも、それから晩婚化の上昇だとか、その原因が1つとか、2つとかじゃないと思います。いろいろあると思います。いろいろなものが複合的に関係し合って起こっていると思うんです。

ただ、僕が知りたいのは、そういう原因をつ

かまずにおって、次の手を打つということ自体が、靴の底から何かかいているような感じがして、具体的に宮崎県においてなぜ出生率が下がっているのか、なぜ未婚率がずっと上昇するのか、その原因はおつかみになってらっしゃるんですか。

いわゆる調査をずっとされているとか、少なくとも1,000人規模ぐらいを対象にずっと調査をすれば、かなりの部分が見えると思うんですけども、それを調査されたりして、原因を把握されているのかなというのが一つ知りたいんですけれども。

○小堀こども政策課長 せんだって総合政策部のほうで御説明した本県全体の内容とも絡むかとも思いますが、今、委員がおっしゃいましたとおり、理由としては非常にさまざまな理由が複雑に絡み合っているというふうに思っております。

まず、意識調査の話で申し上げますと、昨年度も子ども・子育てに関しましての意識調査、これを実施いたしております。

対象は3,000人で、ただ回収率のほうは30%台でございましたので、実際、回収できたのは1,100人余りだったと思います。そちらのほうで、さまざまな御意見を踏まえて、施策のほうに生かすといったようなことでやっております。

きょうは、子育て支援という観点で御説明させていただきますので、このような組み立てになっておりますが、本県の場合は、せんだってあったかと思いますが、どうしてもやはり産業活性化、雇用の確保、そういったところが非常に大きな課題でありまして、社会減対策を講じていくことが、まず効果的な対策であろうといったようなお話が一つはあろうかと思っております。

あわせまして、そうした上で産業の活性化、雇用確保の充実に取り組むと、そしてそのことによりまして、若者世代をふやしていく、もちろんその中には移住等で帰ってきていただいたり、入ってきていただいたりする方々も入ると思いますが、そうした上で、おっしゃいました子供たちのための環境づくりをやっていくことが、重要であろうというふうに思っているところでございます。

**○来住委員** 1つの課題だけで物事が解決しないというのは、これはもう素人の僕でもわかるわけです。

例えば、今、預金ゼロ世帯というのが1,900万世帯って言われてるんです。その中に、若い方々の世帯がどれほど入っているか、ちょっとまだつかんでないんですが、現実には、そして雇用もこの10数年の間に本当に壊れて、現実には非正規がもう、特に若い人たちの中では2人に1人が非正規という状況が起こっている。

もちろんそれを解決すれば、すぐ結婚がどんどん進んでいくのか、出生率がすぐ上がるか、そんな単純じゃないということもわかるんですけども、いずれにしてもそういう問題とかけ離れた、ここから外れて、僕はその子ども対策というのはないんだと思うんです。

しかし、そうは言っても、現実には、じゃあ、県だけでその解決がつくかというのは、つかないことはわかる、国の法律だとか、国の制度を変えないとできない部分というのももちろんわかりますから。

しかし、そういうことを含めたものとして出されないと、原因が明確にならないのに、いわゆる手だけが出されると、対策だけが出されているんですけども、果たしてこれで、じゃあ、現実には解決がつくのかなと、前のほうに進んで

いくんだらうかと、目標としては出生率を上げるとかいうことになっているんですけども、現実にはそれで上がるのかなという不安を持つんですけど、その辺は皆さん自身が、もっと、いや、これで間違いなく行くんですよと、これで実際やっていくなら出生率は上がっていくんですよという自信を持ったそういう計画や、そういうものになっているのかなというのが、これを見る限り、僕はちょっと自信がないもんですから、お話ししているんですけども。

**○小堀こども政策課長** 今、おっしゃられたような状況があると思います。

それで、さまざまな要因のほうの分析を行っておりまして、例えば結婚への意欲、機会ですか、それから就業者、完全失業者の割合ですか、パート、アルバイトの割合ですか、今、委員がお考えの先ほどおっしゃった所得の問題ですか、そういった本県の状況を踏まえて、手を打とうということで準備はいたしております。

例えば、出生率でいきますと、国民希望出生率という言葉が創生の中でできているのを御承知だと思いますが、そちらのほうでいきますと、子供を産みたいという方、やはり9割の方々が望んでいらっしゃるのと、なおかつその望んでいらっしゃる子供たちの数というのは、男性、女性とも2人以上を望んでらっしゃいます。

そちらからいきますと、先ほどの希望出生率というのが1.8になってくるということは、やはりそれぞれの方々、親御さんたちが、子供を産んで育てるという環境が整えられれば、そこまでの上昇は見込めるのではないかと、特に本県の場合はそのあたりが国よりも高くなっておりますので、そういった面で今の取り組みを続けていくことによりまして、すぐすぐには出ない

かもしれませんが、成果のほうはあらわれてくるというふうに考えているところでございます。

**○来住委員** 今までもずっと子供対策はされてきたと思います。今始まったんでなくてずっと、つまり、一度検証ができてずっとそういう子供対策というのは行われて、しかしそれでも下がってきたりしておりますし、そういう点では本当に総合的なものであって難しい問題だとは理解します。

もう一つ、実務的に聞きたいんですが、6ページの、みやぎ結婚サポート事業というのが、これ2,100万円で予定され、この事業はことしから始まるんでしょうか、いつから始まるのか、教えてください。

**○小堀こども政策課長** この事業は、昨年度からスタートした事業でございまして、結婚サポートセンターの設置が、昨年8月に宮崎というような形で順次なっております。

なお、昨年12月から、お引き合わせのほうを開始しているという状況でございます。

**○来住委員** 宮崎が去年の8月。

**○小堀こども政策課長** はい、宮崎が昨年8月でございます。

**○来住委員** 8月からことしの3月までですか。この間のいわゆる実績というのは、どうなっているんでしょうか。

**○小堀こども政策課長** 実際、お引き合わせを開始いたしましたのは、昨年12月からでございますが、3月まででいきますと、登録者の方々が645名、お引き合わせが153組、そして交際中の方が30組というふうになっておりました。

3月まではそのような状況でございますけれども、今、5月末の数字が出たところでございまして、そちらのほうでまいりますと、5月までに登録者が797名、そして引き合わせ数が311

組、交際中が41組となっております。

**○来住委員** ありがとうございます。

**○西村委員** 済みません、もう端的に聞きますが、8ページの保育士の支援の件で、日向の保育園の方々と話すと、保育士の確保というのが非常に難しいような状況になってきていますが、今、延岡のほうがなくなったというふうに聞いたんですけれども、県内で保育士を目指す人が行く学校がどのぐらいあるのかということと、今、どのぐらいの学生がいて、県内に行かれる方、県外の学校に行かれる方の割合とか、人数とかがわかれば教えていただきたいと思います。

**○小堀こども政策課長** まず、養成施設でございますが、県内の養成施設といたしましては、今、5校ございます。

それから、人数については、ちょっと確認させていただきますが、県内就職の割合が9割と、非常に高い数字になっているところでございます。

失礼いたしました。定員のほうは県内合計で349名でございます。

**○西村委員** 350名ぐらいの学生が県内にいて、あと100人かわかりませんが、県外のほうに行かれているとは思いますが、私が聞いたところ、宮崎市内を中心に集まっているというふうに聞いたんですけれども、5校はどこにあるのか、教えてください。

**○小堀こども政策課長** 5校でいきますと、1つは宮崎学園短大、宮崎市の清武のほうにございます。それから、医療専門学校が宮崎市田野です。それから、九州保健福祉大学、こちらのほうも御存じのような状況でございます。そして、あと都城の南九州大学、こちらのほうもございます。ただ、九州保健福祉大学のほうも、現在ちょっと募集を停止されているという

ふうに向っているところでございます。

以上でございます。

**○西村委員** そういう状況も踏まえて、今、県北のほうで非常に困っている状況もあるんですが、県北に限らずでしょうけれども、どうしても若い女性の方を中心に保育士になりたい方がいらっしやって、例えば福岡の学校に行かれたり、宮崎市内の学校に行ってしまうと、なかなか親元に帰ってこないというふう聞いております。

そのために、資金貸付制度で、県内に戻ったら返さなくていいよという貸し付けをやられていると思うんですが、これになると、またやっぱり都市部には非常に有利な制度なんですけれども、少し郡部になると、なかなか保育士不足が解消しないということが、当然おわかりになっているとは思いますが、それに対する対策とか、例えばあっせんとか、そういうものを県が主導的に行っているのか伺いたいと思います。

**○小堀こども政策課長** 今の委員の御質問にお答えします前に、私、先ほど定員を350名ほどと申し上げたと思うので、申しわけございません、定員のほうは390名でございます、28年4月1日の入学者のほうは350名ほどという状況でございます。

それから、今、委員のほうからございました内容につきましては、そちらのほうにつきましては、養成施設のほうをせんだって訪問いたしまして、学長さん方と意見交換を行わせていただいております。そうした中で、さまざまな御意見が出てきております。

そのような御意見を踏まえまして、やはり皆さん方からは、非常にいい制度をつくっていただいて、もうこれがあると非常に経済的状況で考えていた人たちが、手を挙げやすくなります

といったようなお話がございました。

今おっしゃいました郡部のほうの状況についてでございますけれども、そちらのほうにつきましても、各市町村、それから保育園、幼稚園、そういったところの関係者の方々といろいろと意見交換をさせていただいております。

できる限り、委員御懸念のような状況にならないように、取り組みを進めてまいりたいということで考えております。

**○二見委員** 保育士修学貸付金のところの貸付額が月5万円以内ということで、短期大学、普通の4年大学があるわけじゃないですか。

返還免除要件についても、5年以上保育士として勤務というふうになっているんですけれども、これってというのは、要するに卒業して、就職して、そこから継続して5年間しないといけないというのか。

それとも、例えば2年行って、またその後どこかでまた働いたら、そこでまたカウントができるのか、どういうふうになっているのかをちょっと教えてください。

**○小堀こども政策課長** 状況につきましては、5年以内となっておりますが、一旦中断された方々につきましても、できるだけその方々の状況を踏まえて対応できるような形で、今、詰めを行っているところでございます。

ですので、同じところに5年間ずっとではなくても、一旦中断等がありましても、例えば継続して勤務していると認められる場合につきましては、ちょっと国のほうと相談してまいりたいということで考えております。

**○二見委員** ちょっと、まだそこ辺が決まっていないということなんですか。

**○小堀こども政策課長** これは、今年度の事業でございますが、その部分につきましては、国

のほうからまだ詳しい内容が示されておられませんので、現時点でできる準備のほうを、今、進めているところでございます。

もちろん、大卒のほうは示されておりますので、それに基づいて準備をいたしております。

**○二見委員** いつから返済が始まるのかとか、そういったところがこれではわからなかったんですけれども、要するに最初のデータに出ているように、未婚率、晩婚化というのが1つの課題だということもあるわけですよ。

4大出て、23歳で卒業して、5年間勤務したとしても28歳ぐらいになりますよね。その間に結婚して、出産して育児休業をとったりとかした場合、30歳とかになってくるわけですよ、5年間の勤務時間というのが、そういったところの猶予期間をどこまで持つのかとか、返済猶予というふうにどういうふうに設定するのかというのは、借りるほうとしては非常に気になるところだと思いますし、そういった課題設定があるのであれば、この宮崎としてはどういう制度にしなければならないということは、おのずと見えてくるんだと思うんですけれども、そこをどのようにお考えなんでしょうか。

**○小堀こども政策課長** まさに委員がおっしゃったとおりであるというふうに思っております、この修学資金につきましては、貸付期間は2年間という形になります。

ですので、今、4年大でいきますと、1年生、2年生の間、貸し付けを受けられるとしますと、3年生、4年生の間は猶予という形になります。

その後、5年間ということになりますけれども、その5年間の間に、今おっしゃったような事情、例えば病気にかかられたりとか、さまざま状況があろうかと思っておりますので、そちらについても、現在、できるだけ生徒さんたちや、

この制度を使う方々にとりましていい形となるように、今、検討を進めているところでございます。

**○横田委員長** いいですか。

ほかございませんか。

**○太田委員** 関連しますので、8ページのその件なんですけど、この保育補助者を雇い上げていうんですか、支援というのが、(イ)でありますよね。

これは返還免除要件のところ、採用後3年以内に保育士資格を取得というふうに書いてありますが、これは事業者に対して、恐らくそういう賃金に相当する部分を補助するんだらうと思うんですけれども、免許を持たない、資格を持ってない人が、働きながら保育士資格を3年以内に取ればいいというのは、働きながら保育士資格を取るというのは、現実的に取れるような状況にあるんですか。

私、働きながら取るというのは、どっかで休みとって学校に行ったりとか、何かそういう作業があるのかなと思って、ちょっとこの意味がわからなかったんです。どういうことでしょうか。

**○小堀こども政策課長** 園のほうで保育補助者というような形で、保育士さんたちのサポートをする方を雇っていらっしゃるわけなんですけど、そういった方々の雇い上げに要するための経費でございます。

今おっしゃいました試験でございますが、通常の場合ですと、先ほど御質問のございました養成施設を卒業していただくと、資格のほうを取得できる形になります。

そうでない場合は、保育士試験を受けていただくことになるんですが、独学でされたりして取得されるという形になります。

ちなみに、結構難しくて、合格率が現時点で20%台というような状況になっております。

**○太田委員** 独学ということですね、独学だったらイメージがわかります。

この独学もなかなか難しい、今、言われたように、私も1人、そういう人を知っているんですけども、一生懸命頑張るんだけどもなかなか取れないんですよね。学校に行ったらと言っても、やっぱり家庭の事情等で行けないというようなことで。

ただ、3年以内という期間を設けていますので、ぜひ頑張ってもらいたいという意味で、取り組まれたらいいと思います。この8ページのこういった貸付制度というのが、今後、充実して成果があらわれるといいですね。これ1点。

もう一つあるんですが、実は14ページの健康長寿社会づくりプロジェクトですかね、この関係で、高齢者が健康に生きていくためにはどうしたらいいかということで、この14ページの真ん中のあたりに健康づくり、それから生きがいづくりというのがあります。

私、ポイントとしては、生きがいをつくるっていうか、生きがいを若い時代からずうっと思いながら生きていくということというのは、非常に大事なことだと思うんです。

私もいろんな人に会ってみると、生きがいがない人が意外と体を壊す人が多いんですよね。思わず自制心なくお酒を飲んでしまうとかいうふうなことになったりとかで。

だから、高齢者の人たちが生きがいを持っていく、つくっていく、そしてできたら若いときからつくっていくというようなことが大事であるというのは、体と心の関係でも大事なことだと思うんですが、この生きがいづくりの下のところ、説明みたいにして書いてありますが、

ごめんなさい、生きがいに余り関係しないような感じがするんですけども、生きがいというところをもう少し、高齢者の生きがいという、こうやったら生きがいになるよねっていうこととかをもう少し例示されたらいいのかなと思って、ここの升目の中のものが社会参加・就労、これはそうですよね、この下の四角囲みのものが、何か関係あるのかなと思って、生きがいづくりの説明に入れられたのかなと思って。

**○木内健康増進課長** 委員の御指摘にもありましたとおり、健康寿命というものをどうやったら延ばしていけるかというのを見たときに、やはり社会参加というものがかなり大事なのではないかということについては、いろいろな研究がございます。

それで、健康づくりと、もう一つ生きがいづくりという形で柱を立てておりますけれども、ここに例として4つ、地域のちから・介護予防推進事業というところから、家族と地域の絆力事業とか、子育て・孫育てボランティアスタート講座事業というような形で、これは特に高齢者の方の社会参加、ボランティアという話もありますし、市町村において実施をしております介護予防に関する事業も入っておりますけれども、これは福祉保健部の中の昨年度の新規事業でございますけれども、関係のあるものを柱として掲げております。

ただ、委員御指摘のとおり、高齢者だけが対象ではないということと言いますと、まさに福祉保健部の取り組んでいる事業が幅広く関係があるのだろうなというふうに思っております。

核となる事業という主には、この4つを掲げておりますけれども、既存の従来からやっております事業であるとか、直接ではなくても関係のある事業等も含めまして、それを全体で取り

組んでいかなければいけないものと考えております。

○太田委員 事業として上げられたということですから、まずそれはわかりました。

高齢者の方なんか、何もすることがねえでよとか、何もするこつがねえから区長をやりおつとよとか、それはちょっと違うだろうという気がするんですけれども、そんなのもあって、生きがいというものを本当につくってもらいたいなという思いで、今度は先ほど議論のあった若者の就労の関係のところのテーマでも、少子化の問題、若者にも生きがいを持たせるというようなことも、私、ポイントになるんじゃないかなと思って、今、こども政策課長がフランスのあたりの例も、少子化、出生率が上がりましたよという説明もされましたけれども、あの言葉、有名になったのは、下流老人でしたかね、その本を書いた人は、本当に若者に出生率を上げさせるとか、そういう手立てをするためには、住宅政策ですよということを打ち出して、フランスでもそうしてますよと、要するに家賃が5万円とか、そういうところではもう若者は今から住めません。

みんな、ホームレスになっちゃうような社会になってしまうから、低家賃の住宅もしくは持ち家政策、その方は持ち家政策というのは、ちょっと国の政策としては間違いじゃないだろうかなという指摘をされてましたが、要するに公的な低家賃の住宅をつくることで、まずきちっと若者が住んで、そしてそこで安定した生活の中で出会いとかあったり、もしくは将来のことを考えて子供を産むことができるというようなことで、住宅政策も大きな少子化対策になりますがねというような指摘もありました。

それで、今、若者に希望がないというか、不

安視されるようなことがいっぱい、私たちの世代よりかはあると思うんです。

例えば、ガソリンスタンドに行くと、セルフサービスのところがふえてきて、私は基本的にはセルフサービスのところには行かないで、人が働いているところでガソリンを入れてあげたいと、国際的にもフェアトレードとかいうような、そういう言葉もありますけれども、やっぱりきちっと評価をして品物を買ってあげるとか、高いものであっても、その循環になるんだという思いで買ってあげるといふか、何かそんなことが世の中に漂い始めたならば、何かもう少し若者も希望を持って就職できたりするんじゃないかなと思って、ちょっと来住委員のほうからも質問がありましたけど、生きがいというところで考えると、もう少し、これは行政のほうの仕事ではないと思いますけれども、そういう世の中に少ししていかないと、若者が希望を持っていないんじゃないかなと思って、生きがいの関連で言わせてもらいましたけれども、その辺の施策がもし打ち出されたらいいなと思います。

○小堀こども政策課長 今おっしゃられた部分が、まさにこれからの非常に大きな柱になっていくと思っております。

やはり子供たち、それは自分の子供にいたしましても、それからいろんなところで子供たちと話す機会がございまして、例えば高校生とか中学生とかと話をしておりますけれども、自分たちの時代には年金がとか、これから日本はといったような話が出ます。

正直びっくりするんですけれども、やはりそういうような雰囲気、気持ちを変えていけないといけないというふうに思っております。

そうした中で、先ほどの県民運動の部分は、まさにそうした若者の方々に対しまして、結婚、

子育てに対する明るいプラスのイメージを持っていただくことはもちろんなんですけれども、やはりこれからいろんないいことがあるというように感じていただくと、そのために一つはハートフルコンテストというのをやっているんですが、そういうのを通して、これは写真ですとか作文みたいな形で、それぞれの思いを出していただいているんですが、そういったものを県内、特に若い方々に触れていただいて、そういった思いを持っていただくようにしていくことが、さらに重要だということで考えております。

○井本委員 よろしいでしょうか。

時間が余ったからちょっと言わせてもらいけれども、来住委員が言われた話なんだけれども、実は前も同じような特別委員会があって、そこでもその議論をやったんですよ。何でその人口が少なくなったのかと、原因がわからなくて、その対策はないだろうという話で、やっぱりそのときあったんです。

そのときにも、経済だけよくすれば人口はふえるというものじゃないだろうと、また、その証拠には、都会なんか仕事はあるし、金はあるし、それなのに人は減りおるじゃないかと、だから経済やらよくする、そういう仕事をふやせば、人口がふえるというものじゃないんじゃないかという話で、それで沖縄が実はふえとるわけよ。ふえとるほうじゃないんじゃないけど、まあ、出生率がいいほうでしょう。

沖縄なんか仕事はないのに、貧しいのに、人がそれなりにふえているじゃないかと、その辺をむしろやっぱり取り入れていくということを考えないかんのじゃないかっていって、あのときも議論があったんです。

私もその辺、今後やっぱり日本が何でこんな

に、それぐらいという原因ははっきりわからんと思うんですよ。今まで戦後、日本は経済、経済って追っかけてきたわけですよ。それで、この現状でしょう。

やっぱり私は、同じ切り口では恐らく同じことになってしまう、やっぱり違う切り口が必要じゃないのかなと思うんです。

そのときも話したんだけど、江戸時代において、あの貧しい、それこそ輸入は禁止されて、それこそ独立で生きとったわけですよ、まあ、二、三千万の人口じゃったんでしょうけれども、今の日本の文化はほとんどあのときに生まれた文化でしょう。能にしても、お相撲にしても、将棋にしても、歌舞伎にしても、全部あのときに生まれとるわけですよ。

それってということは、文化というのは、精神的な余裕がないと、これは生まれぬわけだから、そうすると、その精神的な文化が、じゃあ、あのときも経済的には貧しかったはずですよ、確かにね、だけど精神的なものは非常に豊かだった。

だから、やっぱりそういう精神的な豊かさを取り戻さんと、私は今後、日本の人口はふえていかんのではないかな、それはわからんですよ、私も原因はどこにあるのかわからんけれども、でもその辺にやはり着目せんといかんのじゃないかなという気がするんです。

当時の江戸時代の人たちが、本当、やっとな食えるか、食えんかぐらいの生活をしとったんだけれども、心に余裕があったのは、おいさん、おばさんていうか、みんなで助け合って生きていたんですね。

だから、何とかなるわという、あのおいさんに頼めば、おばさんに頼めばって、みんなで助け合って生きていたという、これがやっぱり彼



らの精神的な豊かさになっていた。

だから、今後はもし考えられるとするなら、人と人をつないでいくというか、そういうことをやっぱり考えることが、恐らく精神的豊かさを、精神的余裕を生み出し、人口増にもつながるんじゃないのかなと、私もわからないけど、じゃないのかなと、あのときもそういう話を実はしたんですよ。

だから、単に経済、経済っていうんじゃない、私はまた同じですよと、沖縄なんかは、やっぱりこうやって人口を維持しているということは、やっぱり違う切り口があっていいんじゃないですかという話ですよ、どうですか。

**○椎こども政策局長** 確かに、そのことはあると思います。

第一にやっぱり経済的なことがかなり大きいと思います。確かに宮崎県の場合、20歳代の若者の失業率は全体と比較して高いです。

そして、非正規就業者も、他の年代に比べて20歳代が非常に多いという状況で、まずそこらの改善は大変必要だと思っています。

ただ、委員がおっしゃるように、やっぱり心の問題、これ非常に大切でして、やはり小さいときから人生のあり方、あるいは結婚のあり方とか、そういう教育というか、それも非常に大事かなと思っています。

そういう動きが、実際、九州大学の先生方が婚学というのを実際やってらっしゃいまして、そういうのを小さいときから勉強していけば、将来はそういう家庭を築いていこうという、そういう機運につながるというお話を聞いています。

もう一点、お話しますと、委員のお話の中で地域の子育て力の充実というか、そういう部分があったと思うんですが、これにつきましては、

今、ファミリーサポートセンターというのをやっています、これは子供を預けたい方と預かる方、ここの情報提供をする場なんですけど、これは10の市町村でやっています。あと16の市町村はまだやっていません。

そこをフォローするために、子育てサポート事業を現在展開しています、これがまさしく地域で子供を育て上げるという姿勢での構築にもなりますので、ぜひこれらの事業を展開しながら、出生率のアップ、晩婚化を抑えると、晩婚化を低年齢化していくという方向で頑張っていきたいと思っています。

以上です。

**○坂口委員** 関連してですけれども、これを行っていることをやっぱりいろんな根拠に基づいて、特に経済面とか、これもやっぱり今後とも可能な限りやっていくべきだし、それで効果が出ているというものも国内でも見られますよね。

でも、今、井本委員が言ったように、例えば経済力でもはるか比べものにならない、それから保健とか医療でも水準はかなり低い後進国とか、途上国あたり、たくさん赤ちゃんが生まれるわけですよ。

そのところで、今やっている国内政策というか、今こういった少子化対策というの、当然、出生率に直接影響を与えていって、やっぱり時間的には、また希望出生率の1.8の底上げにもつながると思うんです。そういうことがネックで、赤ちゃんの数はこれぐらいまでへってきている。

ただ、同時にさっき言ったような、全てのそういった政治面でも経済面でも恵まれてないところで、たくさん赤ちゃんが現実に産まれるというのは、一つはやっぱり我が国の老後に対する社会保障とか、そしてもう3人産んだら

3人立派に大人にまで、赤ちゃんのときに死んだり、そういう病気とか、そういったこともそう心配しなくてもいいっていうものが充実されたがゆえのものっていうのがあると思うんです。

特に老後がやっぱり心配ないということで、経済的に備蓄もあれば、年金なんかもやっぱりしっかり条件のいいものをかけているというようなところは、子供に世話にならなくてもとかいう、それからやっぱり消費を楽しんでいくということでしょうかね、自分の生活をですね、そういう意味でそちらに投資をしたほうがいいという考え方とか、いろいろあると思うんです。

そういう中でやっぱり、まずは希望出生率を、これを高めていくという作業が一つ必要と思うんです。そのためには、さっき言われるように、結婚しない人たちをまず結婚させる方向に意識を向かせるとか、早く結婚させるとか、いろんなことでまず希望出生率を高めて、そしてやっぱり出生率をそれに近づけていくというのが必要と思うんですけど、そのときに、一時期よく子育ての楽しさとかいうのが、こういう資料によく出てきてたんですよ。

だから、やっぱりもう一回、その経済的なものとか、とにかく理屈を抜きにして、子育てとか、赤ちゃんをたくさん、子供をたくさん持つということは、そういったものをさらに抜きにして、楽しいよというようなものとか、そのことはやっぱり大変大切なことよというような、そういうやっぱり考え方というんでしょうか、精神というんでしょうか、それを醸成するぐらいのことを、もう一回、それもここにセットで出てくるといいのかなって、一時期出てきてたんですよ、そういう文言というのが。だから、そのところは、またぜひ、これはもう要望でいいです。

○横田委員長 ほかがございますか。

○島田委員 部長に、今回の質問に大変建設的な答弁をしていただきまして、ありがとうございました。

この企画、本当に大変だろうと思います。福祉保健部と農政というのは、やっぱり宮崎県の経済を支えていく大切な事業ですから、本当に大変な事業だなと思うんですが、やっぱり言われたようにもう一回原点に戻って、子供の教育、そして社会的な貢献ができるような人材を育成するというのが、やっぱり一番大切じゃないかなと思うんです。

我々は親の面倒を見てきましたけれども、私の子供が私を果たして介護するのかなという不安もあります。

そこはやっぱり教育だろうと思いますから、保育士の教育の中で、一番大切な幼児期、その幼児期の中でしっかりとした教育を昔なりにやらなければ、日本の将来に不安を持たせるんじゃないかなと思います。

うちの職員もそうなんですけれども、やはり3人子供を持つとその年齢差が出てきますので、残業して帰ると大変なんですよ、本当、子供ときには、だからそういう中にじいちゃん、ばあちゃんがいたら、やっぱりそこでサポートしていただくということがあるから、安心して子供を育てられるわけですが、やっぱりそういうことのできない、例えば都市部で子供を育てるというのは、3人もいると本当大変だと思います。

そういうサポート役というのできるのが、福祉と子供、保育所の連動じゃないかなと思ったんですが、なかなかそれも一概にうまくいかないということですが、カンショの日本一というのをつくった串間のJA大東の組合員という

のは、やはりじいちゃんがしっかりとその子供たちを教育しているわけです。質問のときにも言いましたけれども、家内労働でやっているのに、面積広げて家内労働でやっていたんですけれども、じいちゃん、ばあちゃんが、ある程度75歳を過ぎると、きついからもうやめるんですよ。

それで、ゲートボールはしっかりとやってるんですよ、毎日ゲートボールやってるんですよ。だから、そういうサポート役というのは、生きがいつくりというのはわかりますけれども、今後、将来に向かってやっぱりじいちゃんはその子供に教育する、子供がまた孫に教育するというような家庭教育、道徳というのは、やっぱり一番大切じゃないかなと思うんです。

J A大東は、やっぱりそういう形の中で、子供が、男の子が3人いて、女の子が2人いるんですけれども、しっかりと会社組織にして、自分たちの農業というのに夢を、ロマンを語っている。

じいちゃんがお百姓がだめだねと言え、子供も不安を持つと思うんですけれども、百姓はこれだけもうかるんだよ、やりようなんだよと言え、ロマンを持ってくれてやっぱり育つ、元気な子供が育って、やっぱりそこにまたその子供たちも子供の教育をしっかりしている家庭があるんです、組織があるんですよ。

だから、やっぱりここは生きがいつくりという、介護者の方たちが、やっぱりそういうものを持って健康社会をつくっていく、そして子供たちにも、保育所の先生たちが将来の夢を持たせる、そういうことを話ができるような保育士の人たちを育てていかなければだめだと思うんです。

そこには、やっぱりこういうプロジェクトとかが必要になってくるでしょうけれども、

大変だろうと思います。思いますけど、将来の宮崎県づくりということであれば、部長の果敢な挑戦でまたよろしくお願いします。

以上です。

○横田委員長 答弁要ります。

○日隈福祉保健部長 済みません、私から一言、井本委員がおっしゃったお話、坂口委員からも出ましたお話を含めて、この特別委員会でも、みやざき創生ということで特別委員会を設置していただいて、先生方に一生懸命頑張っていたいただいています。

人口減少の問題も少子化対策の問題も、これは東京とか、都市部で解決できるものではないということは、もう明らかに言われています。

子供を生み育て、そして、また都会へ出ていくかもしれないが、この子供たちがどこで育っていくのか、今、島田委員からもありましたけれども、教育をしっかりやって、この日本を背負う若者を輩出していつている、できたらとどまてほしいという気持ちはありますよ。

だけど、それは地方にしかできないということは、方向性的に出てきています。

だから、この地方の最たるもんですね、おかれているかもしれませんが、宮崎がしっかりと頑張っていくという気持ちでやっていかなくちゃいけないだろうと思います。

全国知事会でも議論はしますが、東京都とか大阪府、愛知県がおっしゃっている意味と、我々が言っている意味は違うと思います。

全国議長会もそうです。私も昨年おりましたけれども、全然観点が違います。地方でこの問題をしっかりと捉えてやっていかない限り、日本は成り立ちません。

そのためには、財源の問題も当然出てきます。恐縮ですけれども消費税は平成31年10月までで

すか、延長された間のこの11兆、12兆のお金、これの3分の1は地方財源と言われてますが、これも滞るということになってますが、その後、一番問題なのは、平成32年からは、国、地方を通じた基礎財政収支の均衡を図るというのを、安倍内閣がおっしゃっています。

つまり、地方交付税も下げますよということを行っているんです。そういう意味で地方が頑張らなくてはいけないことをしっかりやっていくために、地方は団結して、今、申し上げた都市部と地方部を分けて、地方部のほうからしっかりした意見を上げていくというふうな行動を起こしていかないと、日本自体がだめになるというような気持ちで、行政の我々もしっかりやっていきたいと思えます。

今、島田委員からエールをいただきましたので、行政もしっかり頑張ってます。議会と一緒に頑張りたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○押川委員** 先ほど来住委員からも出たんですが、結婚サポートの関係の中で、5月の8日でしたか、地元の農家の青年と宮崎市内の女性、こういうサポート関係で名前は違うんですが、地元のそういう事業の中で結婚をしてくれました。

やはり、今いろんな議論が出ておりますけれども、これはどれをとったから、やったからということで、結婚に結びつくというのはなかなか難しい、しかし結婚をしないことには、少子化対策にはならないわけでありますから、具体的にこういった事業をやはりこの3つということで、サポートセンターも宮崎、それから都城、延岡ということになっているんですが、それぞれの中でやっぱりその役割をしっかりとやることによって、こういった事業をやはり継続してい

く、何らかの形でその縁結び、出会いというものもしっかりさせていかないと、職場でもそういう機会はあるけれども、職場でもなかなかゴールインする人たちがやっぱりいない、あるいはもうこの少子化の中で、女性、男性、結婚適齢期の人たちでも、なかなか地域の中で女性あるいは男性との出会いをすることがない、しっかりこういう事業というものをやることによって、今、部長も言われましたとおり、地方創生の実績は、それぞれの県の中で今後やっていきなさいということですから、県と市町村がどう連携をしながら、あるいはJAあたり、この団体組織、ここの連携をしっかりとやっていく事業というのを、私はやっぱり起こしていくべきじゃないかなというふうに考えております。

そして、予算はそれぞれあるわけですから、それぞれの中で県や市町村、JAであったり、あるいはいろんな団体の中で助成を出していただいた中で、こういった事業をできるだけ多くしてやってほしいということを私も考えておりますし、そういうことによって、出会い、縁の結びつきということまでいくんではないかなというふうに思います。

具体的に、先ほど、こども政策課長からありましたけれども、交際中30組、これも県内でどういう状況になっておるのか、ちょっとお聞かせください。

**○小堀こども政策課長** 3月末時点で県内30組、5月末時点で、今、41組になっておりますが、先ほど委員がおっしゃられたような形で、JA青年部ですとか、さまざまところからも応援いただいております。

また、市町村のほうからも婚活イベント、そういったものについて一緒にさせていただいているところがございます。

今おっしゃいました実績のほうでございますが、先週、1件、成婚されたという報告をいただいたばかりでございます。

○押川委員 その41組の、今、言いましたように宮崎、都城、延岡、こればらつきがあるのか、ちょっと、どういう状況になっていますか。

センターが申し込みやるわけでしょう。

○小堀こども政策課長 済みません、それぞれのセンターの状況についてでございますが、実はこの結婚サポートセンターにつきましては、それぞれで明確なエリアを定めておりません。

といいますのが、例えば都城、延岡の方が、西都の方が宮崎で働いていらっしゃる、そういったような状況もございますので、その方にとりまして、登録しやすいセンターのほうに御登録いただく、また親御さんたちが熱心な方々がいらっしゃいますので、そういった方々がされるころでとなっておりまして、ただ、それぞれそのような状況でございますが、センターごとの具体的な条件については、申しわけございませんが、ちょっと把握したデータがございません。

○押川委員 わかりました。

○横田委員長 それでは、いいですか。

きょうは福祉保健部の所管枠を超えるような御意見も出されましたけれども、改めてみやざき創生、オールみやざきで頑張らないかなと思いました。

以上で終わらせていただきます。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

---

午前11時47分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

まず、委員会の調査事項についてです。

前回の委員会で正副委員長に御一任をいただきましたが、委員協議での議論とか、昨年度の地方創生対策特別委員会の調査内容等を踏まえ、正副委員長案をお手元に配付しましたとおりの調査事項といたしたところです。

人口減少、少子高齢化に対応した新しい豊かさを実感できる社会づくりという観点から、人口減少の抑制に関すること、これからのみやざきの産業に関すること、高齢者が住みやすい社会に関することの3つを調査事項としたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。ありがとうございます。

次に、協議事項（2）県内調査、今回、県北ですけど、それについてです。

7月28日から29日に実施予定の県北調査ですが、資料1をごらんください。

前回の委員会におきまして、県内調査先についても、正副委員長に御一任いただきましたので、ごらんのような日程案を作成しました。

まず、7月28日ですが、西都市にあります県立産業技術専門校を訪問し、高卒者に対する職業訓練の状況、卒業後の進路などを調査する予定です。

次に、延岡市役所を訪問し、佐伯市と連携した食のまちづくり、東九州バス化構想など地方創生の取り組み、また健康長寿のまちづくりについて調査を行う予定です。

翌日の29日は、大分県竹田市を訪問し、地方創生の取り組み、特に竹田市が力を入れている移住・定住の取り組み等について調査を行う予定です。

なお、竹田市では地域外の人材を積極的に誘致するため、地域おこし協力隊を大量に採用しているため、協力隊の方との意見交換の時間も取りたいと考えております。

最後に、道の駅「北川はゆま」は、地方創生の拠点施設として期待されており、県産品の販売や商品開発など、今後の取り組みについて調査を行いたいと考えております。

なお、県北調査につきましては、調査日が迫っていることから、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただけないかと思っております。いかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午前11時51分再開

○横田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、そのように決定いたします。

なお、諸般の事情により、若干の変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任をいただきますようお願いいたします。

なお、調査時の服装につきましては、夏季軽装にてお願いをいたします。

協議事項（3）の次回委員会につきましては、7月22日金曜日に開催を予定しております。

次回委員会での執行部への説明、資料要求について、何か御意見・御要望はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 よろしいですか。

それでは、最後になりますけれども、協議事項（4）その他でございますが、何か、皆さん方からないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、次回の委員会は7月22日金曜日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時52分閉会